

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

（法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する情報公開条例の規定により開示することとされている情報）

**第3条** 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限の特例)

**第4条** 実施機関がする開示決定等に係る法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「14日」と、法第84条中「60日」とあるのは「44日」とする。

(開示請求に係る手数料等)

**第5条** 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、0円とする。

2 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。第7条において同じ。）の開示決定に基づき地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

**第6条** 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる

額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円  
（審査会への諮問等）

**第7条** 実施機関（第1号に掲げる場合にあつては、知事に限る。）は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、沖縄県個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合  
（運用状況の公表）

**第8条** 知事は、実施機関に対し、個人情報保護制度の運用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。  
（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（沖縄県個人情報保護条例の廃止）

2 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（沖縄県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第7項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事していた者

（2） この条例の施行前に旧実施機関から旧個人情報取扱事務の委託を受けた事務に従事していた者

（3） この条例の施行前に旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う公の施設の管理業務に従事していた者

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第3項ただし書に規定する公文書をいう。）又は指定管理者が管理していた文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前に旧実施機関の職員であった者

（2） 前項第2号及び第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）又は指定管理者が管理していた文書に記録された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第50条第1項の規定により置かれた沖縄県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る同条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反してこの条例の施行後に秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前に旧条例第13条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 9 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、この条例の施行後に偽りその他不正の手段により、旧条例第23条第3項に規定する開示決定に基づき旧保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。